

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税2) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税2)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 ○ コロナ禍の影響が長引く中、資金繰りを含めた金融機関による事業者支援の必要性が増大。特に、制度融資ではカバーしきれない部分(プロパー融資)で金融機関に期待される役割は一層大きくなる。 ○ こうした中、金融機関が融資で積極的に新たなリスクを取ったとしても、税務上損金と認められる貸倒引当金は機械的に算出された低い水準に抑えられ、金融機関に税負担が生じることで貸出余力が損なわれうる。 ○ このため、金融機関が期待される役割を果たし続けるためには、リスクを負っても、貸出余力が損なわれないよう支援していくことが必要。	
		《要望の内容》 ○ 金融機関が実施する中堅・中小企業向けプロパー融資の前年度末比増加額の一定割合を、既存の一括評価貸倒引当金損金限度額に上乗せし、損金算入限度額を拡大する。 ※プロパー融資・金融機関が実行する国内勘定の企業向け融資のうち信用保証協会の保証がない法人事業性融資。	
		《関係条項》 —	
		—	
5	担当部局	金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:令和3年～令和5年	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	当面の間	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対して金融機関がより円滑かつ積極的な融資を行える環境を整備することで日本経済の底支えを図る。
		—	《政策目的の根拠》 —

		② 政策体系における政策目的の位置付け	I-3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力を確保すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対して金融機関が円滑かつ積極的な融資を行うことで日本経済の底支えに寄与する。
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	調査中
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置が実現すれば、金融機関がより円滑かつ積極的な融資を行える環境が整備され、日本経済の底支えが図られる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置が実現すれば、コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対する金融機関の貸出余力が確保される。
		⑤ 税収減を是認する理由等	コロナ禍の影響が拡大し、手元資金が枯渇する恐れがある中堅・中小企業への貸出余力を確保することで、価値ある事業の継続・発展を支え、日本経済の底支えを図るものであり、税収減以上の効果が期待できる。

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、既存の税務手続の枠内で対応できるため、新たな補助金事業の運営等に追加の手續や費用の負担を求めるよりも、効率的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置として、実質無利子・無担保融資があるが、融資対象が中小企業に限定されていることや、融資額の上限が限られること等により、適用範囲に限界があるため、本措置はこれを補う役割を担う。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—